

2025 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075) 935-6150

改善計画の策定方針に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 28 日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定についてのお知らせ」にてお知らせしたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたことから、2025 年 10 月 28 日付で特別注意銘柄に指定されました。これを受けて、今後、株式会社東京証券取引所による内部管理体制等の審査が行われます。

当社は、特別注意銘柄の指定解除に向け、内部管理体制等の問題を改善するための改善計画を策定することとし、その改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針を決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 改善計画の策定及び改善計画書の提出に向けての方針

当社は、2025 年 9 月 3 日付「第三者委員会設置のお知らせ」にて公表のとおり、当社及びグループ会社の経営陣の関与又は認識の下で、資産性にリスクのある資産に関する評価減の時期の恣意的な調整などの連結財務諸表全体に重要な影響を及ぼす可能性のある不適切な会計処理の疑義を認識したため、当社から独立した第三者委員会による客観性のある調査を行う必要があると判断し、2025 年 9 月 3 日に日本弁護士連合会が定める「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」に準拠した第三者委員会を設置しました。同第三者委員会に対して、不適切な会計処理の疑義に係る事実関係の調査、不適切な会計処理が判明した場合の影響額の算定、不適切な会計処理が判明した場合の原因の究明及び再発防止策の提言、その他、第三者委員会が必要と認めた事項の調査を委嘱しています。

また、当社の連結子会社で、家電・車載事業統括本部家電産業事業本部下の NIDEC FIR INTERNATIONAL S.R.L. (イタリア所在。以下「FIR 社」といいます。) に関する貿易取引上の問題及びニデックエレシス株式会社 (現ニデック株式会社車載事業本部インバータ事業部) において、過年度の中国への輸出取引に際して、中古品の無償取引における申告価格を正当な理由なく適正金額より低く関税申告していることが疑われる事案等に対して、外部専門家への依頼を含む社内調査等必要な対応を進めています。

2025 年 9 月 26 日付「有価証券報告書等に関する重要なお知らせ」等にて公表のとおり、2025 年 3 月期有価証券報告書について提出期限を 3 か月延長したものの、過年度決算訂正の可能性も含め、適正な決算内容を開示できていない状態が継続しており、連結財務諸表に係る監査報告書は意見不表明となっております。また、2025 年 9 月 26 日付「有価証券報告書等に関する重要なお知らせ」にて

併せて公表のとおり、当社では、2025 年 5 月以降、調査の追加が繰り返し発生しており、現時点においても決算スケジュールが正常な状態に回復する見通しを示すことができない状況となっております。

その他、2025 年 9 月 26 日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備及び内部統制報告書の評価結果不表明に関するお知らせ」にて公表のとおり、FIR 社に関する貿易取引上の問題について、当社における全社的な内部統制（情報と伝達）、及び経理決算プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備を認識しております。

このような状況を踏まえて、引き続き、ガバナンス・内部管理体制の整備と強化に向けて、当社及び当社グループ一体となり、全社をあげて、第三者委員会による調査及びその他の社内調査等の一環としての外部専門家による調査に対し、全面的に協力し、事実関係の調査、原因の究明を行います。また、第三者委員会による調査の一環として、当社としても適正な決算内容を開示するため、第三者委員会の管理・監督の下で自己点検を通じた情報収集を行い、第三者委員会と連携してまいります。

当社は、今後、第三者委員会による調査報告を受け次第、調査対象である事案の事実関係及び発生原因についての報告並びに再発防止策の提言を真摯に受け止めて、実効性のある再発防止策を策定してまいります。あわせて、当社は、第三者委員会による調査と並行して、2025 年 11 月 4 日付「当社のお取引先の皆様へ」にて公表のとおり、ニデック再生委員会を設置し、社内調査等において判明した事項から順次、企業風土・組織風土の改革、人事制度改革、人材育成及び恣意性が介入しない手順・規程・仕組みの構築等の再発防止策の策定・実施に取り組みます。また、株主・投資者の皆様に対して適時・適切に情報を開示する体制も強化してまいります。

このたび、特別注意銘柄に指定されたことから、以下のプロセス及びスケジュールにて、実効性のある再発防止策の策定を含む改善計画を策定し、改善計画書を提出する予定です。なお、当社による再発防止策の策定が第三者委員会による調査と並行するところ、ニデック再生委員会にて策定する改善計画を随時第三者委員会に共有するとともに、第三者委員会の調査報告を受けた段階で、同委員会の調査報告等の内容を踏まえて、再発防止策の内容についても再検討・見直しを行う予定です。

プロセス		実施スケジュール
1	改善計画の策定方針のお知らせ	2025 年 11 月 14 日
2	特別注意銘柄指定措置に基づく再発防止策の策定及び実行	2025 年 11 月～12 月上旬 (一部実施済み)
3	特別注意銘柄指定措置に対する改善計画の検討及び改善計画書ドラフトの策定	2025 年 11 月～12 月上旬 (一部実施済み)
4	日本取引所自主規制法人へ改善計画・状況報告書ドラフトの提出	2025 年 12 月中旬（予定）
5	改善計画・状況報告書の適時開示	2026 年 1 月下旬（予定）

2. これまでに実施した改善策等

前述の通り、当社は、FIR 社に関する貿易取引上の問題を契機に、当社における全社的な内部統制（情報と伝達）と経理決算プロセスに係る内部統制の開示すべき重要な不備を認識しており、2025 年 9 月 26 日付でお知らせした再発防止策等の方針の具体化を進めておりますが、本日現在において、実施済となっている内容は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス最優先の意識/企業風土の醸成

- ① 当社取締役会から当社グループ内に対する明確なメッセージの発信
 - ・コンプライアンス違反及びその可能性も見逃さず、放置しない。
 - ・違反行為が発覚した場合、法務コンプライアンス部門に直ちに報告し、違反行為の停止を最優先とする。
 - ・その後、事実関係の調査及び再発防止策を含む適切な対応をとる。
 - ② 当社代表取締役社長執行役員からのグローバル幹部に対する明確なメッセージの発信
 - ・コンプライアンス最優先を企業文化として根付かせることを経営の最優先課題とする。
 - ・全役職員が高い倫理観、誠実性を持って自律的に行動する。
 - ③ 法務コンプライアンス部門の機能強化・権限強化
 - ・内部通報対応及び調査については、法務コンプライアンス部門に新たに社内弁護士を配置し、専門知識を活用して対応できる体制を整備する。
- (2) 組織・体制の強化
- ① グローバルガバナンス体制の強化
 - ・CLO（最高法務責任者）の役職を設けて専門的知見と経験を有する人物を配置するとともに、当社グループの北米拠点に法務コンプライアンス専門家を配置する。

3. 今後の見通し

上記のとおり改善計画・再発防止策の策定を進め、改善策を実施してまいります。なお、上記内容のスケジュールに変更・遅延が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上